

瀬戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年6月22日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第17号

瀬戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市国民健康保険条例施行規則（昭和36年瀬戸市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（保険給付）</p> <p>第6条 世帯主が条例第4条の規定による出産育児一時金を請求するときは、<u>出産育児一時金支給申請書に被保険者証及び次条第1項に規定する直接支払制度を利用していないことが確認できる書類を添えて、</u>出産後速やかに市長に提出しなければならない。</p> <p><u>第6条の2 前条の規定にかかわらず、条例第4条の規定による出産育児一時金の支給を受けようとする世帯主は、直接支払制度（出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について（平成23年1月31日保発0131第4号厚生労働省保険局長通知）の別添「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱（以下「直接支払制度実施要綱」という。）に規定する直接支払制度をいう。以下同じ。）又は受取代理制度（同通知の別添「出産育児一時金等の受取代理制度」実施要綱に規定する受取代理制度をいう。）を利用することができる。</u></p>	<p>（保険給付）</p> <p>第6条 世帯主が条例第4条の規定による出産育児一時金を請求するときは、<u>出産育児一時金支給申請書に被保険者証を添えて、</u>出産後速やかに市長に提出しなければならない。</p>

2 前項の直接支払制度を利用した世帯主で直接支払制度実施要綱の規定に基づき病院、診療所又は助産所（以下「医療機関等」という。）から請求した代理受取額が条例第4条第1項又は第2項に規定する出産育児一時金の額に満たないものが当該代理受取額と当該出産育児一時金の額との差額の支給を受けようとするときは、出産育児一時金支給申請書に被保険者証及び医療機関等から交付された明細書を添えて、市長に提出しなければならない。

第6条の3 <省略>

附 則

1及び2 <省略>

第6条の2 <省略>

附 則

1及び2 <省略>

（平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置）

3 平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産した被保険者が、平成21年5月29日保発第0529005号から第0529010号までにより定める「「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱」に基づく直接支払制度（以下「直接支払制度」という。）を利用する場合は、第6条の規定は適用しない。ただし、直接支払制度を利用した者で、病院、診療所又は助産所から請求した代理受取額が、条例第4条第1項に規定する出産育児一時金の額に満たない者は、当該出産育児一時金の額から当該代理受取額を差し引いた金額を、又は条例第4条第2項の規定に該当する者で、直接支払制度を利用した者は、同項に規定する出産育児一時金の額から直接支払制度に基づく出産育児一時金の額を差し引いた金額を、第6条の規定により請求するものとする。

## 附 則

### ( 施行期日 )

1 この規則は、公布の日から施行する。

### ( 経過措置 )

2 この規則による改正後の瀬戸市国民健康保険条例施行規則の規定は、平成23年4月1日以後の被保険者の出産から適用し、同日前の被保険者の出産については、なお従前の例による。